

平成19年度 いぶり火山マイスター検討委員会設置要綱

(目的)

第1 有珠火山に関する正確な知識を有し、火山との共生に関する活動の担い手となる「火山マイスター」の育成に関し、必要な検討や助言を行うため、いぶり火山マイスター検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 火山マイスターの養成に関する事項
- (2) 火山マイスターの認定に関する事項
- (3) 火山マイスターの活動環境の整備に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3 委員は、胆振支庁長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に対し、委員会に出席を求めることができる。
- 5 委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

(会議の招集)

第4 委員会は委員長が招集する。

(専門部会)

第5 委員会の所掌事項に関して専門的な検討をするため、委員会に専門部会を置く。

- 2 専門部会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、胆振支庁地域振興部地域政策課において行う。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月17日から施行する。

区 分	所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
学 術 委 員	北海道大学名誉教授	宇井 忠英	
	北海道大学名誉教授	岡 田 弘	
	三松正夫記念館館長	三松 三朗	友の会と兼任
民 間 委 員	NPO法人有珠火山の会理事長	仲島 輝夫	
	そうべつエコミュージアム友の会会長	三松 三朗	記念館館長と兼任
	有珠山ガイドの会会長	土井 鉄雄	
	洞爺ガイドセンター代表	小川 裕司	観光協会と兼任
	NPO法人だて観光協会事務局長	廣吉 晴貴	
	NPO法人そうべつ観光協会理事	毛利 敬一	
	社団法人洞爺湖温泉観光協会理事	小川 祐司	ガイドセンターと兼任
行 政 関 係	有珠火山防災会議協議会事務局委員	阿部 正義	
	伊達市総務部総務課長	菊地 文雄	
	豊浦町企画調整課長	山田 秀人	
	壮瞥町総務課長	田鍋 敏也	
	洞爺湖町企画防災課長	大西 康典	

アドバイザー	北海道森林管理局後志森林管理署業務第一課長	中 堀 等	
	北海道地方環境事務所洞爺湖自然保護官事務所自然保護官	鈴木 祥之	
	室蘭地方气象台防災業務課長	松 下 讓	
事 務 局	胆振支庁地域振興部長	寺脇 文康	
	〃 地域振興部地域政策課長	内藤 智之	
	〃 〃 主査(地域政策)	上村 一益	

平成19年度 いぶり火山マイスター検討委員会専門部会設置要領

(目的)

第1 平成19年度いぶり火山マイスター検討委員会設置要綱第5により、火山マイスターの育成等に関する専門的な検討をするため、いぶり火山マイスター検討委員会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 専門部会は、次の事項について検討する。

- (1) 火山マイスターの養成、認定、活動環境の整備等に関する専門的な事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3 専門部会員は、胆振支庁長が委嘱する。

2 専門部会長は、専門部会員の互選により決定する。

3 専門部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 専門部会長は、必要に応じ、専門部会員以外の者に対し、専門部会に出席を求めることができる。

5 専門部会員の任期は、平成20年3月31日までとする。

(会議の招集)

第4 専門部会は専門部会長が招集する。

(庶務)

第5 専門部会の庶務は、胆振支庁地域振興部地域政策課において行う。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月17日から施行する。

区 分	所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
部 会 員	北海道大学名誉教授	宇井 忠英	
	北海道大学名誉教授	岡 田 弘	
	三松正夫記念館館長	三松 三朗	
	洞爺ガイドセンター代表	小川 裕司	
	有珠火山防災会議協議会事務局委員	阿部 正義	

事 務 局	胆振支庁地域振興部地域政策課長	内藤 智之	
	// // 主査(地域政策)	上村 一益	